

診療ガイドラインについて EBM 普及推進事業 (Minds : Medical Information Distribution Service) では次のように定義しています。

「健康に関する重要な課題について、医療利用者と提供者の意思決定を支援するために、システムティックレビューによりエビデンス総体を評価し、益と害のバランスを勘案して、最適と考えられる推奨を提示する文書。(Minds 診療ガイドライン作成マニュアル編集委員会：Minds 診療ガイドライン作成マニュアル 2020 ver.3.0. 3 頁、公益財団法人 日本医療機能評価機構 EBM 医療情報部, 2021)」

診療ガイドラインは、科学的根拠に基づき、系統的手法により作成された推奨を含む文章で、臨床現場における意思決定の際に、判断材料のひとつとして利用することとされています。一方で医療者の裁量権を否定するものではなく、患者の個別の状況によっては医師の経験を優先することがあり得ることについて言及されています。つまり、診療ガイドラインはその時点での診断、治療についての標準を、その時点までに得られたエビデンスに基づいて示したものであり、推奨事項から大きく外れるような医療行為は、個別に十分な根拠と十分な責任のもとで行うことが求められることとなります。

眼科に関連した診療ガイドラインは既に多数があり、眼科医療の標準化に大いに貢献してきました。しかし、それらのすべてを熟読し、理解することは容易ではありません。そこで、この号では、

現在、発行されている眼科関連の主要な診療ガイドラインおよび診療指針等について、それぞれの作成に関わった各領域の専門の先生方を中心に執筆をお願いし、わかりやすく解説していただきます。

なお、この特集号に掲載された項目は、2022 年 6 月時点で日本眼科学会 HP「ガイドライン・答申」に掲載されている疾患のガイドライン、診断基準、医療材料の使用要件等基準から編集委員がそれぞれの専門領域に応じて選択しました。まれな疾患(前眼部形成異常、無虹彩症、眼皮膚白皮症、など)、手術器具(白内障手術併用眼内ドレーン、水晶体囊拡張リング、など)、既に発行されてから長期が経過し内容が現状に合っていないと考えられるもの[加齢黄斑変性症に対する光線力学的療法(2004 年)、ウイルス性結膜炎(2003 年)、など]は協議のうえで削除しました。また、コンタクトレンズ診療ガイドラインのように、重要と考えられたものの、現在、改訂中で内容が議論されている最中のため、今回の特集からやむなく外されることになった項目もあります。

この特集号「眼疾患のガイドラインと診療指針解説とアップデート」を、ぜひ皆様の診療施設の傍らに置いていただき、明日からの眼科診療にお役立ていただければと思います。

2022 年 12 月

新潟大学大学院医歯学総合研究科眼科学分野
福地健郎